

## 議案第22号

町田市立学校の学校徴収金事務取扱規程の一部を改正する規程  
について

上記の議案を提出する。

2022年11月4日提出  
町田市教育委員会  
教育長 坂本 修一

(提案理由説明)

町田市立学校の学校教材費等の公会計化に伴い、現在の学校徴収金管理システムの運用を終了することから関係する規定を整備するため、及び学校徴収金の事務手続の一部を変更するため、改正するものです。

別紙のとおり、町田市立学校の学校徴収金事務取扱規程を一部改正したい。

なお、改正の概要は、次のとおりです。

## 1 改正理由

町田市立学校の学校教材費等の公会計化に伴い、現在の学校徴収金管理システムの運用を終了することから関係する規定を整備するため、及び学校徴収金の事務手続の一部を変更するため、改正するものです。

## 2 改正内容

改正の内容は、次のとおりです。

- (1) 学校徴収金管理システムに関する規定を削ります。(第3条及び第6条関係)
- (2) 督促に関する規定を改めます。(第11条関係)
- (3) 事業者選定委員会に諮る契約に関する規定を整理します。(第13条関係)
- (4) その他文言の整理を行います。

## 3 施行期日

令和5年4月1日から施行します。

町田市立学校の学校徴収金事務取扱規程の一部を改正する規程

町田市立学校の学校徴収金事務取扱規程（平成22年3月町田市教育委員会規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(学校徴収金に関する事務処理)</p> <p>第3条 <u>校長及び管理運営規則第6条第2項の規定により学校徴収金に関する事務を分掌する職員は、この規程により適正に事務を処理しなければならない。</u></p> <p>2 略</p> <p>(校長の職務)</p> <p>第6条 校長は、学校徴収金の事務処理に当たり、次に掲げる事項を行う。</p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p>(5) 学校徴収金の収支状況について、預金通帳（貯金通帳並びに金融機関の残高及び入出金の明細その他の関係帳票を含む。以下同じ。）と現金出納簿とを毎学期末に照合し、内容を確認すること。</p> <p>(6) <u>第13条第1項</u>に規定する事業者選定委員会を設置し、会議の運営に必要な事項を決定すること。</p> <p>(7) 略</p> <p>(副校長の職務)</p> <p>第7条 副校長は、学校徴収金の事務処理に当たり、次に掲げる事項を行う。</p> <p>(1) ～ (6) 略</p> <p>(7) <u>第13条第1項</u>に規定する事業者選定委員会の運営に当たり、関係職員に必要な指示を行うこと。</p> <p>(8) 略</p>	<p>(学校徴収金に関する事務処理)</p> <p>第3条 <u>学校徴収金の事務は、学校徴収金管理システム（電子計算機を利用して学校徴収金の総合的な管理等を行う電子情報処理組織をいう。以下同じ。）により処理するものとする。ただし、教育長が必要と認める事務については、この限りでない。</u></p> <p>2 略</p> <p>(校長の職務)</p> <p>第6条 校長は、学校徴収金の事務処理に当たり、次に掲げる事項を行う。</p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p>(5) 学校徴収金の収支状況について、預金通帳（貯金通帳並びに金融機関の残高及び入出金の明細その他の関係帳票を含む。以下同じ。）と<u>学校徴収金管理システムに記録する現金出納簿（以下単に「現金出納簿」という。）</u>とを毎学期末に照合し、内容を確認すること。</p> <p>(6) <u>第12条第1項</u>に規定する事業者選定委員会を設置し、会議の運営に必要な事項を決定すること。</p> <p>(7) 略</p> <p>(副校長の職務)</p> <p>第7条 副校長は、学校徴収金の事務処理に当たり、次に掲げる事項を行う。</p> <p>(1) ～ (6) 略</p> <p>(7) <u>第12条第1項</u>に規定する事業者選定委員会の運営に当たり、関係職員に必要な指示を行うこと。</p> <p>(8) 略</p>

(督促)

第11条 校長は、保護者が納期限までに学校徴収金を納付しないときは、期限を指定して督促状により督促しなければならない。

(事業者選定委員会)

第13条 校長は、次に掲げる契約を行うときは、事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置しなければならない。

(1) 修学旅行、移動教室及び林間学校に係る契約

(2) 前号に掲げるもののほか、校長が必要と認める契約

2～5 略

(事務引継ぎ)

第16条 略

2 前項の規定による引継ぎに当たっては、副校長及び関係者の立会いの下、現金出納簿、預金通帳、収支書類等を照合し、現金及び預金残高の合計金額と現金出納簿の残高とに相違のないことを確認した上で、現金出納簿の最終記載のあるページに署名し、又は記名押印するものとする。

(督促)

第11条 校長は、保護者が納期限までに学校徴収金を納付しないときは、教育長が別に定める督促状により督促しなければならない。

2 校長は、保護者が納期限から4月を経過してもなお学校徴収金を納付しないとき、又は教育長から学校徴収金の納付の状況について報告を求められたときは、教育長に報告しなければならない。

3 教育長は、前項の規定による報告を受けたときは、督促その他の必要な措置を講じなければならない。

(事業者選定委員会)

第13条 校長は、次に掲げる契約を行うときは、事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置しなければならない。

(1) 修学旅行、移動教室及び卒業アルバムの作成に係る契約

(2) 前号に掲げる契約以外の契約で、予定価格が100万円以上のもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、校長が必要と認める契約

2～5 略

(事務引継ぎ)

第16条 略

2 前項の規定による引継ぎに当たっては、副校長及び関係者の立会いの下、現金出納簿、預金通帳、収支書類等を照合し、現金及び預金残高の合計金額と現金出納簿の残高とに相違のないことを確認した上で、印刷した現金出納簿の最終記載のあるページに署名し、又は記名押印するものとする。

## 附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。